

## 京都府立植物園壁面・看板広告要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、京都府広告取扱要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、京都府立植物園壁面・看板に掲載する広告（以下「植物園壁面・看板広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の内容の制限)

第2条 植物園壁面・看板広告は、要綱第4条及び京都府広告取扱基準第3に定めるもののほか、植物園壁面・看板広告として適当でないとして京都府立植物園（以下「園」という。）が認めるものについては掲載しない。

### (広告掲載料等)

第3条 広告の掲載料の基準となる額は、園が別に定める。

- 2 広告のデザイン等の作成、印刷、維持管理及び撤去に要する費用は、広告主の負担とする。
- 3 広告主は、広告掲載料を原則として、園が指定する日までに、園が発行する納入通知書により納入しなければならない。

### (広告の規格、数量及び掲載時期)

第4条 広告の規格、数量及び掲載時期は、園が別に定める。

### (広告の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、園が別に定める日までに、植物園壁面・看板広告掲載申込書（別記第1号様式。以下「広告掲載申込書」という。）を園に提出するものとする。

### (広告原稿の提出等)

第6条 広告主は、園が別に定める日までに、園に広告の原稿を提出しなければならない。

- 2 植物園壁面・看板広告には、次の事項について明確に表示しなければならない。

(1) 広告主の名称及び連絡先

### (広告内容等の変更及び修正)

第7条 広告主は、前条の規定により提出した広告の原稿を原則として変更及び修正することはできないものとする。ただし、園がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

- 2 広告主は、前項のただし書により広告を変更及び修正するときは、園にあらかじめ協議するものとする。

(広告主の選定)

第8条 園は、広告掲載希望者から第5条の規定による申込みがあったときは、当該広告掲載希望者及び広告内容が適当と認められるもののうち、広告掲載申込書の提出の最も早い者を広告主として選定する。ただし、最も早く申込のあった日に複数の申込があった場合は、記載した申込価格が最も高い者を広告主として選定する。

2 前項ただし書きによる同一の申込価格が2者以上のときは、くじにより決定する。

3 前2項の規定による広告主の選定及び決定は、園において行う。

(広告主への通知)

第9条 園は、広告主を決定したときは、その旨を植物園壁面・看板広告掲載（不掲載）通知書（別記第2号様式）により広告主に通知する。

(契約の締結)

第10条 園は、第8条の規定により広告主を選定したときは、前条の規定による通知後、速やかに当該契約を締結するものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告及び掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、権利の侵害をはじめ第三者に不利益を与える行為その他の不当な行為をしてはならない。

2 広告主は、掲載された広告に起因して園又は第三者に対し損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負う。

3 広告主の責に帰すべき事由により広告の掲載を中止するときは、これに伴う費用は広告主が負う。

(協議)

第12条 この要領に定めない事項について疑義が生じた場合は、園と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、植物園壁面・看板広告の取扱いに関して必要な事項は、園が別に定める。

附則

この要領は、平成30年12月27日から施行する。

附則

この要領は、令和元年12月20日から施行する。